

# 令和6年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書の手引き

市民税・県民税は、前年中の所得等に対して税額を計算します。この手引きを参考に申告書の表面及び裏面の該当欄に必要事項を記入し、美馬市役所 税務課へ令和6年3月15日(金)までにご提出ください。

## ◇ 所得金額(令和5年1月1日から令和5年12月31日までに得た所得)

所得の種類			所得金額の求め方
事業	ア・① 営業等	製造業、小売業、飲食業、サービス業、外交員、大工など。	総収入金額－必要経費＝所得金額 ※収支内訳書の作成が必要です。
	イ・② 農業	農産物の生産、農家が兼営する家畜又は酪農品の生産など。	
	ウ・③ 不動産	土地や建物の賃貸料など。	
	エ・④ 利子	公社積、預貯金などの利子。 (所得税の源泉分離課税の対象とならないもの)	収入金額＝所得金額
	オ・⑤ 配当	株式や出資の配当、証券投資信託の分配金など。	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝所得金額
	カ・⑥ 給与	俸給、給与、賃金、賞与など。	収入金額－給与所得控除額＝所得金額 ※下表1参照
⑩ 雑	キ・⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の収入合計額。 ※遺族年金及び障害年金は含まれません。	収入金額－公的年金等控除額＝所得金額 ※下表2参照
	ク・⑧ 業務	原稿料、講演料又はネットオークション等を利用した個人取引若しくは食料品の配達など。	総収入金額－必要経費＝所得金額
	ケ・⑨ その他	生命保険契約等に基づく年金などの上記以外のものによる所得。	
	コ・サ⑩ 総合譲渡	車両、機械、著作権、ゴルフ会員権など。分離課税(土地、建物、株式など)以外の資産の譲渡により生ずる所得。	(収入金額－必要経費－特別控除額〔上限50万円〕)＝所得金額(長期譲渡の場合は、さらに1/2する)
	シ・⑪ 一時	生命保険等の満期返戻金、懸賞当選金など。	(収入金額－必要経費－特別控除額〔上限50万円〕)×1/2＝所得金額

(裏面にも記入する欄がありますので注意して下さい)

・事業(営業等・農業)所得、不動産所得がある方は、収支内訳書に必要事項を記入し所得金額を算出後、申告書表面及び裏面へ転記してください。  
※収支内訳書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

・給与収入がある方で源泉徴収票がない方、配当所得、雑所得(公的年金以外)、譲渡・一時所得がある方は、申告書裏面へ記入し、申告書表面へ転記してください。

・寄附金がある場合は、裏面の「寄附金に関する事項」へ記入してください。なお、次の①～③に該当する寄附金が対象となります。

- ①都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)  
※一部市町村に関しては①に該当しません。
- ②徳島県共同募金会、日本赤十字社徳島県支部に対する寄附金
- ③徳島県及び美馬市が条例指定した法人(団体)に対する寄附金

## (表1) 給与所得の算出方法

給与等の収入の合計額A	給与所得の金額	給与等の収入の合計額A	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	$A \div 4 = B$ $B \times 2.4 + 100,000$ 円
551,000円 ～ 1,618,999円	$A - 550,000$ 円	1,800,000円 ～ 3,599,999円	[ B: 千円未満の 端数切り捨て ] $B \times 2.8 - 80,000$ 円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円 ～	$A - 1,950,000$ 円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円		

## (表2) 公的年金等の所得算出方法

●昭和34年1月2日以降に生まれた方(65歳未満の方)

公的年金等の収入の合計金額A	公的年金等の所得金額
～ 600,000円	0円
600,001円 ～ 1,299,999円	$A - 600,000$ 円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円
10,000,000円 ～	$A - 1,955,000$ 円

●昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)

公的年金等の収入の合計金額A	公的年金等の所得金額
～ 1,100,000円	0円
1,100,001円 ～ 3,299,999円	$A - 1,100,000$ 円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円
10,000,000円 ～	$A - 1,955,000$ 円

※算出額に1円未満の端数があるときは、切り捨てとなります

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の方は表2の所得金額に100,000円、2,000万円超の方は表2の所得金額に200,000円を足してください。

## ◇ 収入のなかった方

1年間を通じて収入がなかった場合、申告書裏面の記入欄の該当する箇所に記入・チェックをしてください。

◇所得の控除

⑬社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの支払がある場合 (令和5年中に支払った保険料の全額)			
⑭小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある場合(令和4年中に支払った保険料の全額)			
⑮生命保険料控除	新(旧)生命保険料や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の支払がある場合			
	●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除額の計算			
	支払保険料(A)	旧生命保険料の控除額(ア)	旧個人年金保険料の控除額(イ)	
	1円～15,000円	支払保険料(A)の全額	支払保険料(A)の全額	
	15,001円～40,000円	(A)×1/2+7,500円	(A)×1/2+7,500円	
	40,001円～70,000円	(A)×1/4+17,500円	(A)×1/4+17,500円	
	70,001円～	35,000円(限度額)	35,000円(限度額)	
	●平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除額の計算			
	支払保険料(A)	新生命保険料の控除額(ウ)	新個人年金保険料の控除額(エ)	介護医療保険料の控除額(オ)
	1円～12,000円	支払保険料(A)の全額	支払保険料(A)の全額	支払保険料(A)の全額
12,001円～32,000円	(A)×1/2+6,000円	(A)×1/2+6,000円	(A)×1/2+6,000円	
32,001円～56,000円	(A)×1/4+14,000円	(A)×1/4+14,000円	(A)×1/4+14,000円	
56,001円～	28,000円(限度額)	28,000円(限度額)	28,000円(限度額)	
旧契約のみの場合 ア(限度額35,000円)+イ(限度額35,000円) 新契約のみの場合 ウ(限度額28,000円)+エ(限度額28,000円)+オ(限度額28,000円) 新・旧両方ある場合 [ア+ウ(限度額28,000円)]+[イ+エ(限度額28,000円)]+オ(限度額28,000円) ただし、上記保険料の控除額の合計は70,000円が上限となります。				
⑯地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある場合 ※控除額の計算			
	①地震保険料		②旧長期損害保険料 平成18年12月31日までに締結した保険契約等	
	支払保険料(A)	控除額(ア)	支払保険料(A)	控除額(イ)
	1円～50,000円	(A)×1/2	1円～5,000円	支払保険料(A)の全額
	50,001円～	25,000円(限度額)	5,001円～15,000円	(A)×1/2+2,500円
15,001円～ 10,000円(限度額)				
・1つの契約で①と②のいずれにも該当する場合は、いずれか一方を選択してください。 ・地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合(ア)+(イ) 合計控除限度額は25,000円				
⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除	あなたの所得が500万円以下で寡婦又はひとり親である場合			控除額
	区分(要件等)			
	ひとり親	婚姻をしていない方や配偶者と死別・離婚した後再婚していない方、配偶者が生死不明などの方で令和5年分の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子のある方		30万円
寡婦	①夫と死別・離別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族のある方		26万円	
	②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で扶養親族のない方		26万円	
⑲勤労学生控除	あなたが勤労学生で、令和4年分の合計所得金額が75万円以下で、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の場合(控除額 26万円)			
⑳障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合			
	区分(要件等)		あなたが障害者の場合	控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)
	障害者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方など	26万円	26万円
	特別障害者	身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保険福祉手帳1級、重度の知的障害者と判定された方など	30万円	30万円
同居特別障害者	特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で同居している場合		53万円	
㉑配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたに生計を一にする合計所得金額が48万円以下(青色申告・白色申告者の事業専従者を除く)の配偶者がいる場合			
	配偶者の合計所得額 48万円以下	納税者本人の合計所得金額の区分と控除額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
※老人控除対象配偶者とは70歳以上の控除対象配偶者のことです。				

②配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下である場合			
	配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額の区分と控除額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円	0円	0円	
③扶養控除	あなたに生計を一にする合計所得金額が48万円以下(青色申告・白色申告者の事業専従者を除く)の扶養親族がいる場合			
	区分		控除額	
	一般の控除対象扶養親族	平成20年1月1日以前に生まれた方 (16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の方)	33万円	
	特定扶養親族	平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方 (19歳以上23歳未満の方)	45万円	
	老人扶養親族	昭和29年1月1日以前に生まれた方 (70歳以上の方)	38万円	
同居老親等扶養親族	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、かつ、あなたや配偶者と同居を状況としている方		45万円	
④基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて適用される控除			
	個人の合計所得金額	控除額		
	2,400万円以下	43万円		
	2,400万円超2,450万円以下	29万円		
	2,450万円超2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	0円			
⑤雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 ※控除額の計算 次のいずれか多い方の金額 (1) 損失金額－保険金などで補てんされる金額－総所得金額等×10% (2) 災害関連支出の金額－保険金などで補てんされる金額－5万円			
⑦医療費控除	一定以上の医療費の支払がある場合 ※控除をうけるには明細書の作成が必要です。 ①(令和5年中に支払った医療費－保険金等により補てんされる金額) －(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い額) (限度額200万円) 〔セルフメディケーション税制の適用を選択する方〕 ②(令和5年中に支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補てんされる金額)－1万2千円 (限度額8万8千円)			
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	あなたに16歳未満(平成20年1月2日以後に生まれた方)の扶養親族がいる場合 ※16歳未満の扶養親族については控除額はありませんが、市民税・県民税の非課税限度額の算定等に影響があります ので、必ず記入してください。			

申告書表面の6、裏面の7～16で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。

## 6. 所得金額調整控除に関する事項

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
  - 特別障害者に該当する
  - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
- 給与所得控除後給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万を超える場合 ※(1)の控除がある場合は、(1)の控除後の金額から控除します。

## 12. 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族(平成20年1月1日以前に生まれた方)で、あなたの事業に6月を超える期間もつぱら従事した方がいる場合に記入してください。(事業専従者とした方については、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除は受けられません。)

## 13. 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。

## 14. 別居の配偶者・扶養親族に関する事項

あなたに別居の配偶者・扶養親族がいる場合に必要事項を記入してください。

## 15. 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、特定非営利活動法人や所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち都道府県・市区町村が条例で定める寄附金等がある場合に記入してください。(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行ったものについては、特例の適用を受けることができなくなりますので、その寄附金もあわせて申告する必要があります。)

### ◇社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

申告書に申告者や扶養親族の個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。また、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要です。

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方・・・マイナンバーカード1点
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方・・・番号確認書類と身元確認書類の2点

番号確認書類	身元確認書類
●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限る) などのうちいずれか1つ	●運転免許証 ●パスポート ●在留カード ●公的医療保険の被保険者証 ●身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ

### ◇申告書の提出について

○申告書を提出する際に必要なもの及び添付・提示する書類

ア 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

イ マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類

ウ 令和5年中の収入や控除などがわかるものの原本 (郵送の場合は証明書や領収書等の添付書類を同封してください。)

- ・収支内訳書(年間の収入や必要経費のわかる書類・領収書等)
- ・給与所得のある方や年金受給者は、令和5年中の源泉徴収票
- ・社会保険料(国民健康保険税含む)・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料等の控除対象となるものの支払証明書(令和5年中に支払ったもの)
- ・障害者控除を受ける場合には、障害者手帳等の障害の程度を証明できるもの
- ・医療費控除を受ける場合には、令和5年中に支払った医療費の明細書又は医療費通知(原本)
- ・寄附金控除を受ける方は受領書

※ 郵送の場合、提出いただいた証明書等は返却いたしません。返却希望の方は切手を貼付した返信用封筒を同封してください。ただし、医療費通知(原本)を提出いただいた場合、返却は致しかねますので御注意ください。

※ 申告書の控えが必要な方は作成した申告書を2部と切手を貼付した返信用封筒を御提出ください。